

買い物支援・地域見守りと災害時物資供給に関する包括連携協定に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「買い物支援・地域見守りと災害時物資供給に関する包括連携協定」(以下「協定」という。)第2条第6項の必要な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 矢板市(以下「甲」という。)、社会福祉法人矢板市社会福祉協議会(以下「乙」という。)、株式会社ビッグワン(以下「丙」という。)及び株式会社ダイユー(以下「丁」という。)は、協定に基づき、災害時において甲が食料等を必要とする時は、丙又は丁に対し食料等の供給について協力を要請することができる。

(協力要請の範囲)

第3条 甲が、丙又は丁に供給を要請する食料等の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で丙又は丁が供給可能なものとする。

- (1) 飲料品
- (2) 食料品
- (3) 店舗等における炊き出し
- (4) 災害時の応急対策に必要な物資として丙又は丁が供給できるもの

(要請手続き)

第4条 甲の丙又は丁に対する要請は、物資供給協力要請書(別記様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に同要請書を提出するものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は連絡体制について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協力実施)

第5条 丙又は丁は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、食料等の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 甲は、前条の要請により食料等の供給を受けたときは、速やかに物資確認通知書(別記様式第2号)により丙又は丁に報告するものとする。

(生活物資の運搬)

第6条 店舗等における炊き出しを除き、食料等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、丙若しくは丁又は丙若しくは丁の指定する者が行うものとする。また、丙又は丁は必要に応じ甲又は乙に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲又は乙は、丙又は丁が前項の規定により食料等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第7条 丙又は丁が提供した食料等の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における丁の小売価格等を基準とし、甲、丙及び丁が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 食料等の代金及び運搬に要した費用は、丙又は丁の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに丙又は丁に支払うものとする。

(連絡調整)

第9条 甲、乙、丙及び丁は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(防災訓練)

第10条 丙又は丁は甲又は乙から防災訓練への参加要請を受けた場合は、特段の理由がない限りこれに協力するものとする。

(協議)

第11条 この要領に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この要領は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙、丙及び丁が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

附 則

この要領は、協定の締結した日から適用する。